

## 横浜市広告情報メールマガジン利用規約

### 1 利用目的

横浜市広告情報メールマガジン（以下「メールマガジン」といいます。）は、横浜市（以下「市」といいます。）が、参加者に対し、市の広告事業の最新情報や広告掲載の案内等を迅速に発信することにより、参加者がそれぞれのニーズに合った広告を掲載できるようにすることを目的とします。

### 2 メールマガジンの形態

市職員のみが情報を配信する、一方向型のメーリングリスト（通知型メーリングリスト）とします。

### 3 参加者の構成

- (1) 市の広告媒体への広告掲載を希望し、又は検討している事業者
- (2) その他市の広告事業に興味、関心がある者

### 4 責任者及び管理者の設置

メールマガジンの運営全般を統括するため、次のとおり責任者及び管理者を設置します。

- (1) 責任者は政策局共創推進課長をもって充てます。
- (2) 責任者はメールマガジンの運営及び配信情報の管理等を行い、その責務を負います。
- (3) 管理者は責任者によって指名され、運営及び配信情報の管理等の実務を担います。

### 5 参加・脱退方法

- (1) 参加及び脱退は、参加者等の自由な判断に任されます。
- (2) 参加又は脱退を希望する参加者等は、「横浜市広告事業のご案内」ホームページの記載内容に従い、手続をしてください。
- (3) 参加者の管理は責任者及び管理者が行うものとし、参加者等自らのコマンドメールによる参加・脱退操作は不可能とします。

### 6 メールマガジンで取り扱う内容

- (1) 配信内容  
市の広告事業の最新情報や広告掲載の案内等
- (2) 配信日  
原則として、毎月 10 日、20 日及び 30 日前後とします。
- (3) 文書形式等  
テキスト形式の文書のみとし、添付ファイルは使用しません。

## 7 参加者の責務

メールマガジンの利用にあたり、参加者は次の項目を遵守することとします。

- (1) 目的外の利用はしないこと。
- (2) メールを送受信する場合は、事前にウイルスの感染の有無を確認し、ウイルス感染の被害がないよう十分に配慮すること。
- (3) 転送を前提としたメールアドレスでは参加しないこと。
- (4) メールマガジンで得た情報を無断で転載しないこと。
- (5) その他、責任者が定めること。

## 8 利用の制限

次の項目に該当する場合、責任者および管理者は当該参加者に対して参加を停止します。

- (1) 本規約に定める参加者の責務を怠った場合
- (2) その他、メールマガジンの円滑な運営に支障があると認められる場合

## 9 利用・運用上の注意

参加者は、この利用規約に定める事項のほか、次に挙げる基準類を遵守することとします。

- (1) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/it/gl/gl.html>
- (2) 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/it/gl/yacan/>